

# 矢吹町議会基本条例は

議会及び議員の基本的な在り方を定め、議会の活性化を図り、町民の皆様の負託に応え、「町民の福祉の向上」と「民主的な町政の発展」の実現に寄与することを最終的な目的として制定しました。

## 条例の主な内容について

議会基本条例では、次の構成で、議会運営に関する基本的事項について総合的・体系的に定めています。

### 前文

条例制定の意義や必要性、町民や町づくりへ対する、矢吹町議会の決意を宣言しています。

### 第1章 総則

条例の目的を定めています。

### 第2章 議会及び議員の活動原則

議会が民意を的確に把握し、それをもとに政策立案や提言、町政運営の監視検証をしなくてはならないことを定めています。

また、これを公正に行うために正副議長を選挙により選ぶことや、議員の活動原則、会派の在り方を定めています。

### 第3章 町民と議会との関係

開かれた議会として町民参画を促すこと、情報公開を積極的にを行い、説明責任を果たすことを定めています。

また、これを実現するために、議会報告会や議会活動に関する審査、諮問機関を設置すること、町民参加による一般議会を設置することを定めています。

また、傍聴者への資料提供や陳情者の意見陳述機会を設けることを定めています。

### 第4章 議会及び議員と町長との関係

議会は町長の行政運営をしつかりと監視し、対等な関係で政策論議を行うこと、議会で議決すべき事項を定めています。

また、そのために一問一答制による一般質問を行うこと、町長等に審議のために必要な資料提供を求めることなどを定めています。

### 第5章 委員会の活動

委員会がその所管する事務に対し積極的に調査研究を行い、町政に課題を適切に対応していくことを定めています。

また、そのために関係団体との意見交換会、法に基づく参考人制度や広聴制度を活用することを定めています。

### 第6章 政務活動費

議員と会派が、政策提言や議案審議に必要な調査研究を積極的に行うことやそのために必要な政務活動費を設けること定めています。

また、視察の成果や研究内容の報告、収支報告書の公開について定めています。

### 第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

議員の責務を正しく認識し、議員の地位を悪用した不正な口利きなどをしていないことを定めています。

また、そのことを常に自覚して議員活動を行うことや、町民の意向などを把握しながら必要な議員定数や議員報酬を確立することを定めています。

### 第9章 最高規制及び見直し手続

この条例が、他の議会に関する条例等に対し、優位性を有していることを定めています。

また、選挙で新たな議員の任期が開始したら、この条例の理念を共有するために、全議員への研修をおこなうと、町民意見や社会情勢の変化に同じ条例改正の必要がある場合の措置を講じることなどを定めています。

